

内閣府本府政策評価実施計画 新旧対照表

平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p style="text-align: right;">平成23年__月__日 内閣総理大臣決定</p> <p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成23年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1 計画期間</p> <p>平成23年度の1年間とする。</p> <p>2 事後評価の対象とする政策</p> <p>事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>内閣府本府政策評価基本計画（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）</u>の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策 (法第7条第2項第1号に区分されるもの)</p>	<p style="text-align: right;">平成23年3月31日 内閣総理大臣決定</p> <p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成22年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1 計画期間</p> <p>平成22年度の1年間とする。</p> <p>2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法</p> <p>事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。<u>なお、政策評価の実施に当たっては、内閣府本府政策評価基本計画（平成20年2月18日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）で定めた実施体制の下で行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>基本計画の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及びその評価の方法は、別紙のとおりとする。</u></p>

平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p><u>（ア） 政策評価体系に基づき対象とする政策（別紙）</u></p> <p><u>（イ） 租税特別措置等に係る政策</u></p> <p><u>該当なし。</u></p> <p>(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）</p> <p><u>該当なし。</u></p> <p>(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p> <p><u>該当なし。</u></p> <p>3 評価の実施方法等</p> <p><u>2 に掲げられた政策について、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後速やかに事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。</u></p>	<p>(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）<u>は該当がない。</u></p> <p>(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）<u>は該当がない。</u></p>

平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p><u>(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策</u> <u>実績評価方式を基本とする。</u> <u>個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙 2 に掲げられた政策について、別紙 3 の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成する。</u> <u>各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。</u> <u>調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。）は、政策評価の結果を予算要求等において活用することとする。</u></p> <p><u>(2) 租税特別措置等に係る政策</u> <u>政策所管課等は租税特別措置等に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課及び官房企画調整課（以下「企画調整課」という。）に提出する。</u> <u>企画調整課は、政策評価の結果を税制改正要望において活用することとする。</u></p> <p><u>(3) 東日本大震災に係る取組</u> <u>平成23年度においては、（1）及び（2）で定める事後評価のほ</u></p>	

平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p data-bbox="277 288 1084 368"><u>か、別紙 1 の部局ごとに、東日本大震災に係る取組の評価を別紙 4 の様式に基づき行うこととする。</u></p> <p data-bbox="226 483 360 512">4 その他</p> <p data-bbox="255 528 1084 608">本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。</p>	<p data-bbox="1115 483 1249 512">3 その他</p> <p data-bbox="1128 528 1968 608">本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。</p> <p data-bbox="1128 627 1968 707"><u>評価の結果は平成23年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。</u></p>